

第4 令別表第一の取扱い

法第17条各項の規定における令別表第一に掲げる防火対象物の基準は、次に定めるところによるものとする。

1 令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の(1)又は(2)に該当するものとする。

(1) 令別表第一(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物(以下「令別表対象物」という。)の区分に応じ、当該防火対象物の主たる用途に供される部分に機能的従属していると認められる用途に供される部分で、次のアからウまでに該当するもの。

ア 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同様であること。

イ 当該従属的な部分の利用者が主たる用途に供される部分の利用者と同様であるか又は密接な関係を有すること。

ウ 当該従属的な部分の利用時間が主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同様であること。

(2) 主たる用途に供される部分の床面積の合計(他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。)が当該防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であり、かつ、主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積が300平方メートル未満である場合における当該独立した用途に供される部分(令別表第一(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分を除く。)

2 一般住宅(個人の住居の用に供されるもので、寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。)の用途に供される部分が存する防火対象物については、前記1によるほか、次により取り扱うものであること。

(1) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50平方メートル以下の場合、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

- (2) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合又は令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50平方メートルを超える場合は、当該防火対象物は令別表対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。
- (3) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。